

介護老人保健施設西の京	文書番号	
居宅介護支援事業所 西の京 運営規程	制改訂日	2024/4/1
	主管部門	居宅支援

# 居宅介護支援事業所 西の京

## 運営規程

【改訂管理表】

改訂 番号	制改訂日	改訂内容	作成者	承認者
初版	1999/10/1	初版		
2		2002/9/1 2002/10/1 2003/5/20 2003/12/1 2005/4/1 2005/6/1 2006/4/1 2007/3/1 2007/4/1 2008/4/1 2010/4/1 2010/12/1 2011/4/1 2011/6/1 2013/4/1		
3	2019/10/1	関連法令の記載最新化、文面の整理	居宅支援	施設長
4	2024/4/1	2021 年度介護報酬改定の運営基準改定経過措置期間終了に伴い文面を整理した。 第 11 条虐待の防止、第 16 条業務継続計画の策定、第 18 条職員の服務整理		

介護老人保健施設西の京	文書番号	
居宅介護支援事業所 西の京 運営規程	制改訂日	2024/4/1
	主管部門	居宅支援

## 第1条 事業の目的

要介護者等の依頼を受け、その心身の状況、その置かれている環境、要介護者等及びその家族の希望等を勘案し、利用する介護サービス等の種類及び内容、居宅サービス計画を作成するとともに、各サービスの提供の確保、各サービス事業者等との連絡調整、その他の便宜の提供を行い、各介護者等が介護保険施設の入所を希望する場合は、紹介等の便宜の提供を行うことを目的とする。

## 第2条 運営方針

介護保険法その他の法令、「京都市介護保険法に基づく事業及び施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成25年1月9日京都市条例第39号）」、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）」及び「指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号）」等に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

- (1) 利用者が要介護状態等となった場合に置いても、可能な限り居宅において、有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう配慮して、身体介護その生活全般にわたる援助を行う。
- (2) 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが多様な事業者から、総合的かつ効果的に提供されるよう配慮して行う。
- (3) 利用者の意志及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者提供される居宅サービス等が特定の種類または特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行う。
- (4) 事業の運営に当たっては、地域包括支援センター、他の居宅介護支援事業者、介護保険施設等との連携に努める。
- (5) 利用者が医療系サービスの利用を希望された場合は利用者の同意を得て主治の医師等に意見を求めます。またこの意見を求めた主治の医師等に対してケアプランの交付をいたします。  
利用者の心身または生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを主治の医師や歯科医師、薬剤師に情報提供をいたします。

## 第3条 事業所の名称等

- (1) 名称 居宅介護支援事業所西の京
- (2) 所在地 京都市中京区西ノ京小堀池町16
- (3) 電話等 電話821-3386 FAX841-8161
- (4) 開設年月日 2000年4月1日
- (5) 管理者 阿蘇 尚
- (6) 介護保険事業者番号 2670300058

## 第4条 職員の職種、員数、職務内容

- (1) 管理者：1名（常勤職員・主任介護支援専門員・兼務）事業所における介護支援専門員、その他の従業者の管理、指定居宅介護支援の利用の申込に係る調整、業務の実施状況の把握、その他の業務の一元的管理を行うと共に、法令等において規定されている指定居宅介護支援事業の実施に関し、遵守すべき事項についての指揮命令を行う。
- (2) 介護支援専門員：2名（常勤専任職員1名 兼務1名）  
要介護者等らの相談に応じ、また要介護者等がその心身の状況や置かれている環境等に応じて、本人やその家族の意向をもとに、居宅サービスを適切に利用できるよう、サービスの種類内容等の計画を作成すると共に、サービスの提供が確保されるよう指定居宅サービス事業者、介護保険施設等との連絡調整その他の便宜の提供を行う。

## 第5条 営業日及び営業時間

- (1) 営業日：月曜日から土曜日。ただし、国民の祝日、12月29日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間：午前9時～午後5時まで。ただし、土曜日は午前9時～午後1時までとする。

介護老人保健施設西の京	文書番号	
居宅介護支援事業所 西の京 運営規程	制改訂日	2024/4/1
	主管部門	居宅支援

#### 第6条 居宅介護支援事業の提供方法及び内容

- (1) 利用者の相談を受ける場所：事務所、利用者の居宅等
- (2) 課題分析の実施
  - ① 課題分析の実施にあたっては、利用者の居宅を訪問し、利用者及び家族に面接して行う
  - ② 課題分析の実施にあたっては、利用者の生活全般についての状態を十分に把握し、利用者が自立した生活を営むことが出来るよう支援する上で、解決すべき課題を把握する。
  - ③ 使用する課題分析票の種類は、全国社会福祉協議会方式等とする。
- (3) 居宅サービス計画原案の作成
  - ① 利用者及びその家族の希望並びに利用者について把握された解決すべき課題に基づき、提供される目標及びその達成時期、サービスを利用する上での留意点を盛り込んだ居宅サービス計画の原案を作成し、その種類、内容、利用料等について利用者またはその家族に説明し、文書により同意を得る。
- (4) サービス担当者会議の実施
  - ① 居宅サービス計画原案に位置づけた指定居宅サービス等の担当者を招集した、サービス担当者会議の開催、担当者に対する照会等により、居宅サービス計画原案の内容について、担当者から専門的見地からの意見を求める。
- (5) 居宅サービスの確定
  - ① 介護支援専門員は、居宅サービス計画に位置づけた指定居宅サービス等について、保険給付の対象となるか否かを確認した上で、居宅サービス計画書を利用者並びに各サービス機関に交付する。
- (6) サービス実施状況の継続的な把握と評価
  - ① 居宅サービス計画作成後においても、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うことにより、居宅サービス計画の実施状況や利用者の解決すべき課題についての把握を行い、必要に応じ居宅サービス計画の変更、居宅サービス事業者との連絡調整、その他便宜の提供を行う。

#### 第7条 通常の事業の実施範囲

原則として、北は仁和寺街道、南は四条通り、西は天神川通り、東は千本通りの地域を事業の実施範囲とし、中京区・右京区を含む。

#### 第8条 料金等

- (1) 居宅介護支援費については、介護報酬に規定された額と同額とする。
- (2) 交通費については、タクシーを利用した場合にあらかじめ利用者や家族に対し、利用する同意を得てその実費を徴収する。
- (3) 意を得てその実費を徴収する。
- (4) その他の費用の徴収が必要となった場合は、その都度協議して利用者等に説明し同意を得たものに限り徴収する。

#### 第9条 契約

- (1) 契約期間は、契約日から要介護認定の有効期間満了日までとする。
- (2) 契約満了の1週間前までに、利用者から事業者に対して、文書による契約終了の申し出がない場合、契約は自動更新されるものとする。
- (3) 利用者は、事業者に対して文書で通知することにより、いつでも契約を解約することができる。
- (4) やむを得ない事情がある場合、利用者に対して契約終了日の1ヶ月前までに理由を示した文書で通知することにより、この契約を解約することができる。この場合、事業者は当該地域の他の指定居宅介護支援事業者に関する情報を利用者提供に提供する。
- (5) 事業者は、利用者又はその家族等が、事業者や介護支援専門員に対して本契約を継続し難いほどの不信行為を行った場合、文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができる。
- (6) 次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了する。

介護老人保健施設西の京	文書番号	
居宅介護支援事業所 西の京 運営規程	制改訂日	2024/4/1
	主管部門	居宅支援

- ① 利用者は介護保険施設に入所した場合
- ② 利用者の要介護認定区分が、自立と認定された場合
- ③ 利用者が死亡した場合

#### 第10条 秘密の保持・個人情報の保護

職員は、業務上知り得た利用者および家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしてはならない。職員である期間及び職員でなくなった後においても、これらを保持するべき旨を職員との雇用契約の内容とする。

利用者の個人情報は、事業者で定める「個人情報の取扱規程」に則り取り扱う。利用目的を明確にし、その範囲でのみ取り扱う。サービス担当者会議等で利用者の個人情報を利用する場合は、あらかじめ同意を得る。

#### 第11条 虐待の防止等

事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の発生またはその再発を防止するため、担当者を設置し、高齢者虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、指針を整備し、職員の研修を実施する。

#### 第12条 記録の整備

利用者に対するサービスの提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から5年間保存する。また、利用者及び家族から、サービス提供に関する諸記録の提示の要望があった場合は、開示する。

#### 第13条 苦情の申し出

利用者からの相談・苦情に対応する窓口を管理者とし、自ら提供した居宅介護支援又は居宅サービス計画に位置づけた指定居宅サービス等に関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速かつ適切に対応する。具体的には苦情解決にむけて調査を実施し、改善の措置を講じ、利用者および家族に説明するものとする。

#### 第14条 事故発生時の対応

居宅介護支援の提供により、事故が発生した場合は、速やかに京都府、京都市、当該利用者に関わる主治医および居宅サービス事業所に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずる。

#### 第15条 賠償責任

事業者は、サービスの提供に伴って、事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合には、その損害を賠償する。

#### 第16条 業務継続計画の策定等

事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する介護保健施設サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を定める。当該業務継続計画を整備し、職員の研修・訓練実施等定期的実施する。

#### 第17条 職員の就業・服務規律に関する事項

職員は、関係法令及び諸規則を守り、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念する。服務に当たっては、協力して施設の秩序を維持し、常に次の事項に留意すること。

- (1) 職員の就業に関する事項は、別に定める社会福祉法人保健福祉の会の就業規則による。
- (2) 職員の資質向上のために、その研修の機会を確保する。全ての職員に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるための必要な措置を講じる。
- (3) 職員は、この施設が行う年1回の健康診断を受診する。
- (4) 利用者に対しては、人格を尊重し親切丁寧を旨とし、責任をもって接遇すること。

介護老人保健施設西の京	文書番号	
居宅介護支援事業所 西の京 運営規程	制改訂日	2024/4/1
	主管部門	居宅支援

- (5) 常に健康に留意し、明朗な態度を失ってはならない。
- (6) お互いに協力し合い、能率の向上に努力するよう心掛けること。
- (7) 事業者は、適切な介護支援サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

第18条 その他運営に係る理由事項

- (1) 運営規程の概要は、事業所の見やすい場所に提示する。
- (2) この規程に定める事項、運営に関する重要事項は介護老人保健施設西の京管理委員会が定める。

(付則)

この規定は、平成11年10月1日より施行する。

以上